

議案第 18号

権利の放棄（鳥取県農業改良資金貸付金に係る違約金の減額）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年7月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 権利放棄の内容

有限会社伊藤プロイラーに対して県が貸し付けた鳥取県農業改良資金貸付金に係る元金残額と違約金残額の合計額の2分の1に相当する額について、相手方との和解が成立した場合において権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

違約金7,942,714円のうち4,847,607円、及び議決日の翌日から和解成立後和解金の支払があった日までの間の違約金

3 相手方

借受者

八頭郡八頭町門尾313番地

有限会社伊藤プロイラー

連帯保証人及び連帯保証人の相続人

5名

4 理由

借受者からの債権額全体の回収が困難であり、かつ、連帯保証人に対して県が債権回収努力を怠ったことも違約金額の増嵩の一因であることを考慮し、和解に応じて債権を

回収するために、違約金の一部について権利を放棄しようとするものである。